

小児慢性特定疾病医療費支給認定新規（更新）申請・変更申請・変更届・再交付申請の

本人確認について

個人番号（マイナンバー）を利用して申請や届出をされる際は、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認が法令上義務付けられています。

A 正しい番号であることの確認（番号確認）

B 手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）

本人確認では、AとBを行うためそれぞれ以下のとおり書類の提示又は写しの送付が必要になります。申請者以外の世帯員（例えば配偶者や子ども等）の個人番号については、世帯員の個人番号であるかの本人確認を申請者が行ってください。そのため、本人確認に必要な書類の提出は申請者（代理人の場合は代理人の本人確認書類）のみです。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、取得した個人番号は、「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」でのみ利用します。



1 申請者本人が個人番号を提供する場合

①申請者本人が窓口を持参する場合

・・・必要な書類を職員に提示してください。

②郵送又は申請者以外の方が申請者本人の使者※1として保健所に持参する場合

・・・必要な書類の写しを申請書類とともに提出してください。（本人確認終了後、適正に処分いたします。）

※1 申請者本人が記入した申請書類を申請者以外の方が単に持参する場合

A 番号確認	B 身元確認
①個人番号カード（裏面で番号確認、表面で身元確認）	
<p>②通知カード※2</p> <p>※2 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードで、<u>記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している</u>場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できません。</p> <p>又は</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書※3</p> <p>※3 個人番号の記載された住民票の写しを市町村から取得する場合は、市町村の担当窓口はその旨をお伝え下さい。</p>	<p>②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>又は</p> <p>③写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）等</p>

（裏面につづく）

<p>[1の①～③までが困難と認められる場合]</p> <p>○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書、自身の個人番号に相違ない旨の申立書等</p>	<p>[1の①～③までが困難と認められる場合]</p> <p>以下の書類を2つ以上の提示</p> <p>○公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>○学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）等</p>
---	---

2 申請者の代理人が受給者等の個人番号を提供する場合

代理権の確認・代理人の身元確認・本人の番号確認が必要です。

①代理人が窓口を持参する場合

・・・必要な書類を職員に提示してください。

②郵送する場合

・・・必要な書類の写しを申請書類とともに提出してください。（本人確認終了後、適正に処分いたします。）

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
<p>①法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>②任意代理人の場合には「委任状」（別紙様式にご記入のうえ、提出してください。）</p>	<p>①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>又は</p> <p>②写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）等</p>	<p>①本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>又は</p> <p>②本人の通知カード※2 又はその写し</p> <p>※2 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードで、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。</p> <p>又は</p> <p>③本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し</p> <p>※3 個人番号の記載された住民票の写しを市町村から取得する場合は、市町村の担当窓口はその旨をお伝え下さい。</p>

(次のページにつづく)

<p>[法定代理人の場合で、2の①②が困難な場合]</p> <p>○本人ならびに代理人の個人識別事項（氏名および住所または生年月日）の記載及び押印のある提出書類、本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）による確認</p>	<p>[2の①②が困難な場合]</p> <p>以下の書類を2つ以上の提示</p> <p>○公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> <p>○学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳（氏名および生年月日または住所が記載されているものに限る）等</p>	<p>[2の①～③が困難な場合]</p> <p>○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書、自身の個人番号に相違ない旨の申立書等</p>
---	--	---

※本人確認のための書類がわからないなどお困りの場合には、各保健所へお尋ねください。

【お問い合わせ先】

<p>村山保健所 子ども家庭支援課</p> <p>〒990-0031 山形市十日町1-6-6</p> <p>023-627-1135</p>	<p>最上保健所 子ども家庭支援課</p> <p>〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034</p> <p>0233-29-1361</p>
<p>置賜保健所 地域保健予防課</p> <p>〒992-0012 米沢市金池3-1-26</p> <p>0238-22-3205</p>	<p>庄内保健所 子ども家庭支援課</p> <p>〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1</p> <p>0235-66-5653</p>